

令和 8 年度練馬区いじめ問題対策方針（案）

いじめ問題への対応にあたっては、未然防止、早期発見および早期対応が重要である。その実現のためには、学校（園）、保護者、地域社会および教育委員会がいじめ対応の基本姿勢を共有し、密な連携の下、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければならない。また、全国で発生したいじめ重大事件を教訓に、いじめ防止に向けた新たな考え方でいじめ問題の対策も講じる必要がある。

この度、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」）第 12 条の規定およびいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和 6 年 8 月）の改訂に伴い、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処およびいじめ重大事態への取組をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために見直しを図った。

練馬区教育委員会では、以下の姿勢・考え方で全ての幼児・児童・生徒（以下「児童生徒」）が安心して楽しく学べる学校（園）づくりをより一層推し進めていく。

※いじめ防止対策推進法は「児童・生徒」「学校」のみを対象としているが、練馬区では、就学前の幼稚園等においても幼児間のトラブルが発生したり、将来的ないじめにつながる芽を摘むための対応をしておく必要があったりすることから、「幼児」「園」も対象とし、「幼児・児童・生徒」「学校（園）」としている。

1 練馬区の基本姿勢

- いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- いじめは、どの児童生徒にも、どの学校（園）においても起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) 管理職をはじめとする全教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童生徒を守ることができるのは、第一義に学校（園）であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導に当たる。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、学校（園）種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童生徒の特性を踏まえた実効性のある取組とする。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、学校（園）と教育委員会との連携を強化するとともに、学識経験者や関係機関等を含めた第三者の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深める。

3 教育委員会の取組

(1) いじめの防止等のための組織等の設置

① いじめ等対応支援チームの設置

学識経験者や関係機関等を含めたいじめ等対応支援チームを設置し、実態把握と対応方針等のいじめ問題への効果的な対策についての定期的な点検やその実現状況の検討を継続

する。

② 区長部局との連携

重大案件等が発生した際は、区長への報告および区長の判断等により練馬区総合教育会議を開催する。

③ いじめ問題に対応する体制の整備

学校だけでは解決が困難ないじめ問題に対応するため、有識者による相談体制を整える。

(2) いじめの的確な実態把握・分析活用

① 定期的ないじめ実態調査の実施

○全小中学校で年に3回以上いじめに関する実態調査を行い、いじめの疑いの事例も含めて各校の実態を確実に把握する。

○いじめの状況や児童生徒の欠席人数など、調査結果を分析し、いじめの未然防止につながる取組や対応事例をまとめる。

② インターネット上のいじめに関する情報把握および理解促進

○東京都教育委員会との連携を継続するとともに、被害等の拡大を避けるため、削除要請を迅速に行ったり、警察や外部の専門機関等、関係機関への協力や援助を求めたりするよう学校に指導・助言する。

○研修や資料配付等を通じて、インターネットや携帯電話等に関する基本的な知識の習得や理解の促進に努める。

○令和7年度に改訂した「SNS練馬区ルール」を全校（園）に周知し、SNSをめぐるトラブルの未然防止を図る方策を整えるとともに、学校（園）および家庭と連携して児童生徒および各家庭の主体的なルールづくりを推進する。

(3) 学校（園）・教職員への指導・助言

① 教職員研修の実施

○全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、学校内外を問わず、いじめを見逃さず確実な認知が行えるよう指導・助言等を行う。

○児童生徒理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応および保護者との連携に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。

○管理職に対しては、危機管理に関する指導・助言等を行う。

○「いじめ防止研修資料」を活用し、校内での効果的ないじめ防止研修を推進する。

② 情報共有

○学校がいじめと認知したケースについては、学校と教育委員会が共有し、個々のいじめの状況を的確に把握する。学校（園）ごとの対応状況については、各学校が作成する「いじめ対応状況報告票」を通して継続観察と必要に応じた指導・助言を行う。

○いじめの初期段階から速やかに対応するよう、いじめの疑いがあると思われるケースについては、東京都教育委員会「いじめ総合対策【第三次】」（令和7年6月）および「練馬区いじめ対応フローチャート」（令和6年4月）を基に、組織的な対応を行うよう指導する。

③ いじめ相談窓口の周知

練馬区の教育相談室やメール相談をはじめとして、SNSを活用しいじめ通報システムの周知を図る。また、児童生徒に一人1台配布したタブレット端末等からもいじめ相談ができることを周知する。さらに、国や都のいじめ相談の連絡先を、毎年度学校を通して全ての児童生徒に配布するとともに、校内掲示を徹底し、保護者への周知を行う。

④ 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童生徒の望ましい人間関係を育むために、集団づくり・人間関係づくりに関する適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施する。

⑤ いじめ重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項

- 1 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態）
- 2 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）

学校が「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項に基づき、いじめ重大事態に該当すると判断した事案については、「**練馬区いじめ重大事態に関わる対応フローチャート**」令和 8 年 2 月改訂を基に、以下の点に留意しながら対応等に当たる。

- 学校からいじめ重大事態発生の報告を受けた後、教育委員会は速やかに区長にいじめ重大事態発生の報告を行う。
- 教育委員会は、区長への報告後、調査主体（学校主体調査（学校いじめ対策組織方式か第三者委員会方式）または教育委員会主体調査（教育委員会等方式か第三者委員会方式））を決定する。（2号事案については、原則学校主体調査を行うこととする。）
- 学校主体調査の際には、教育委員会は学校と連携し、情報を共有するとともに、指導・助言を行う。
- 学校主体調査において、十分な調査が尽くされていないと教育委員会で判断する場合は、教育委員会主体調査を実施する。
- 関係児童生徒および保護者の心理および個人情報等に十分に配慮をする。
- 調査については、「学校生活に係る要素」「個人的な要素」「家庭に係る要素」などを対象にできる限り実施する。

⑥ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

学校評価において、いじめの実態把握の取組状況等、学校における具体的な取組状況や達成状況を点検し、結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。

⑦ 「学校いじめ対策推進教員（以下「推進教員」）」に対する研修の実施

各学校が所属教員の中から指名する推進教員に対して、東京都や練馬区および各学校におけるいじめの実態や課題について、共通理解を図り、その解決に向けた組織的取組の在り方について必要な指導・助言を行う。

（４）児童生徒への働きかけ

① いじめ一掃プロジェクトを通じた指導

本プロジェクトをさらに充実させ、いじめを「しない」「させない」「許さない」心情を育む。

② 情報モラル講習会の充実

全年年の児童生徒および保護者向けに実施している講習会の充実を図り、メールやインターネットが利用できる機器等を適正に使用する能力・態度を育成する。

（５）保護者・地域との連携強化および啓発の促進

① 保護者・地域と一体となったいじめ解消に向けた取組の実施

学校（園）と保護者等が連携して取り組む実践を推進し、「練馬区教育実践発表会」において、保護者・地域へ広く啓発する。また、いじめ一掃プロジェクトで募集する作品選

考委員会に、保護者の代表を加える。

② 教育だよりやポスター等を活用した積極的な情報発信

いじめの定義やいじめの認知件数の調査結果、いじめ防止に関する優れた取組や豊かな心の育成に向けた実践、いじめ対応のポイント等を計画的に広く区民に発信する。

③ 学校（園）内外の関係者からの幅広い情報収集

「保護者・地域と連携したいじめ防止の取組の推進に向けた提言」（いじめ等対応支援チームからの提言）を周知するとともに、研修会や報告会を活用し、教職員だけでなく学校（園）に関わる地域関係者からもいじめに関する情報を広く聞き取り指導に活かす。

④ SNSに関わるトラブル防止に向けて

改訂された「SNS練馬区ルール」を周知し、SNS家庭ルールの作成を促す。

（6）いじめを受けている児童生徒を守るための制度の運用

いじめを受けている児童生徒に対する緊急対応では、いじめを行った児童生徒を別室指導とすることを優先するが、法的な視点も踏まえた上で、いじめを行った児童生徒に対する性行不良による出席停止制度の適用について個別の状況を見極めながら検討する。

（7）就学前教育への支援

幼稚園や保育所等における保育と人格形成の基盤となる家庭教育を充実させ、望ましい人間関係を構築する素地を養うよう支援する。

（8）関連機関との連携強化

教育相談室や適応指導教室に加え、放課後や休日等に児童生徒が過ごす学童クラブや児童館など、関係機関とも定期的な情報共有を継続し、いじめの解消を図る。特に、犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる可能性がある場合、警察との適切な連携を強化する。

4 学校（園）の取組

（1）学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① 学校いじめ防止基本方針の策定

○学校いじめ防止基本方針を実現するための具体的な取組や年間指導計画の作成および実行、検証等を行う。

○策定した学校いじめ防止基本方針は、学校ホームページ等で公開する。

○年度始めの保護者会等で、学校いじめ防止基本方針について説明する。

② 組織の設置

○学校はいじめの防止等の対策のための組織として、「学校いじめ対策委員会」（以下「対策委員会」）を設置する。メンバーには、必ずスクールカウンセラーを加え、その役割を明らかにする。対策委員会の名称は各学校で定める。定例で会議を開催し、対策委員会で検討した内容については、確実に記録し、適切に保管する。

○学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止のための組織の名称、実施体制および役割や責任等を明記する。

○校長は、所属教員の中から「学校いじめ対策推進教員（以下「推進教員」）」を指名する。推進教員は、校長、副校長および生活指導主任等と連携し、区や学校の方針に照らして、学校の抱える課題の解決に向けた取組を行う。

○いじめ重大事態への対応を行うための組織は、対策委員会を中心に設置する。

（2）いじめの防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- 「いじめ総合対策【第3次】」に基づき、年に3回以上のいじめに関する授業を計画し、取り組む。
- 道徳教育を推進するとともに、人間関係構築力等を育成する。
- 道徳の時間や特別活動、学校行事、中学校での技術科等を通じて、情報モラル教育のより一層の充実を図る。
- 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力・判断力・表現力等を育むため、コミュニケーション能力の育成等を取り入れた教育活動を推進する。
- 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、体験活動を充実する。
- 児童生徒が安心できる学校づくりに努め、発達段階に応じて自尊感情や自己肯定感、自己有用感を高めるための教育活動を充実する。

② 児童生徒の主体的な活動の促進

- 小学校の児童会や中学校の生徒会が中心となった主体的な活動を促進する。特に、SNSの利用に関しては、教員の指導のもと、児童生徒同士が話し合っ「SNS学校ルール」を作成し、インターネット上のいじめ等のトラブルの未然防止に努める。「SNS学校ルール」は、保護者にも周知して家庭の協力を得られるようにする。
- ふれあい（いじめ防止強化）月間（以下「ふれあい月間」）やいじめ一掃プロジェクト等で、いじめ防止や克服に向けた取組を推進する。

③ 教職員の指導力の向上

- 「いじめ総合対策【第3次】」に基づき、「いじめ防止研修資料」等を活用して、年に3回以上のいじめに関する校内研修を計画し、実施する。第1回を可能な限り早い時期に計画・実施し、全教職員がいじめの定義や学校いじめ防止基本方針等の確実な理解に努める。
- 管理職は、いじめ問題に対する正しい理解やカウンセリング能力等の向上に努め、個々の児童生徒への指導の充実を図る。
- 管理職は、教職員の不適切な行為や体罰に関する研修を実施する。
- 教職員は、情報モラルに関する指導力の向上に努め、情報セキュリティに関する基礎的・基本的な内容、安全に活用するための知識・技能を身に付ける。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① いじめの確実な認知

- 年に3回以上いじめに関する調査を実施し、実態把握を行う。実態把握のための調査は、長期にわたって欠席する児童生徒に対しても実施する。
- 教育活動全体を通じて、教職員による実態把握を行い、いじめの助長につながることへの気付きや、いじめ認知の意識を高く保持していけるよう努める。

② 教育相談の充実

- 児童生徒が全ての教職員と様々な機会を捉えて相談できる教育相談体制を整える。
- 教育相談室の確保や教育相談室の整備など、児童生徒が相談しやすい校内環境を工夫する。
- 毎年度、スクールカウンセラーが小学校第5学年および中学校第1学年の全員と面接し、スクールカウンセラーとの関わりの場を設定する。また、心のふれあい相談員等による

小学校第3学年の全員面接を実施することにより、高学年になる前の児童に対して、困ったときに相談しやすい雰囲気を醸成する。

- 全児童生徒に貸与している一人1台タブレット端末等からいじめの相談ができることを周知する。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- 自校（園）のいじめの実態や学校いじめ防止基本方針等を発信し、共有に努める。
- 情報モラルに関する啓発に努め、保護者と使用状況や実態等について共通認識を行う場を設ける。
- 「練馬区いじめ一掃プロジェクト」の取組について周知するとともに、保護者・地域とも協力したプロジェクトの充実について、創意工夫して取り組む。
- 保護者会や学校評議員会等の機会を捉えて、学校内外を問わずにいじめに関する迅速な情報提供を依頼し、学校、家庭、地域および関係機関と連携した早期解決に取り組む。

（４）いじめへの対処

① いじめられる側の児童生徒への支援

- 「練馬区の基本姿勢」に基づき、いじめられる側の児童生徒に寄り添い、事実関係を丁寧に聴取する。
- 保護者と一体となり、支援を行う。

② いじめる側の児童生徒への実効性のある指導

- いじめる側の児童生徒に対する指導については、教育的配慮の下、全教職員が毅然とした指導を徹底する。
- いじめの背景を捉え、いじめる側の児童生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮しながら、学校組織で継続的な観察や指導を徹底する。
- いじめる側の保護者と一体となり、いじめの改善に努める。

③ いじめの周囲の児童生徒の心理を把握した指導

- いじめの周囲の児童生徒には、いじめの助長につながる行為はいじめていることと同じであることを理解させるとともに、見て見ぬふりをせずに誰かにいじめを知らせる勇気をもつよう伝えていく。

④ 学校組織全体でのいじめへの対処

- 平素からいじめへの対応について、教職員全体で共通理解を図り、特定の教職員が一人で抱え込むのではなく、いじめ防止のための組織等を活用し、機動的かつ組織的に対応する。
- いじめを把握した場合、学校いじめ防止基本方針および「練馬区いじめ対応フローチャート」に基づき、対策委員会を核とし、対応にあたる。
- 必要に応じて、スクールソーシャルワーク事業を活用し、いじめを受けた児童生徒およびいじめを行った児童生徒双方の支援を行う。
- いじめであるかどうかの判断は対策委員会が行い、対応の必要なケースについては、事実確認とともに、いじめられた側の児童生徒の保護者との連携を十分に図る。

⑤ いじめ重大事態への対処

- いじめ重大事態が発生した場合は、「練馬区いじめ重大事態に関わる対応フローチャート」（令和8年2月改訂）に基づき、直ちに教育委員会へ報告する。
- 調査の基本資料となる児童生徒等へのこれまでの聞き取りや「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録、児童生徒への支援および指導を行った際の記録等を平

時から作成しておき、適切に保存しておく。

- 調査主体が学校である場合には、教育委員会やスクールロイヤー等の指導・助言を受け、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。
- 調査主体が教育委員会である場合には、教育委員会が求める資料の提供や調査に協力する。
- 些細と思われるいじめでも、いじめ重大事態となり可能性があることを学校（園）内で共通理解を図る。
- いじめられた側の児童生徒に寄り添うとともに、全ての児童生徒が落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- 必要に応じて、保護者・地域、関係機関に迅速かつ適切に情報提供を行い、協力を依頼する。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

- いじめられる側の児童生徒を守るため、早期に対応する。
- 掲示板管理者、ブログ作成者、サイト管理者、サービス提供者、プロバイダへの削除依頼を要請するとともに、検索結果から「キャッシュ」の削除を検索サイト運営会社に要請する。
- いじめる側の児童生徒への指導については、事実確認を行ったうえ、書き込み内容等が法律に違反することを十分に理解させ、適切に指導する。
- いじめる側の保護者への指導については、事実を説明し、指導内容を報告する。
- いじめの周囲の児童生徒には、発信者としての責任を自覚するよう繰り返し指導する。
- 保護者等からの情報提供に対しては、事実を把握している人物の有無、書き込まれている内容に関する情報等の事実確認を行う。また、削除依頼を要請するとともに、厳正に対応する方針を示していく。
- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、書き込み内容を確認し、サイト管理者やプロバイダに削除を要請する措置に関する相談窓口、違法な情報発信停止や情報の削除の手続きの方法等を児童生徒および保護者に情報提供する。

⑦ 校（園）種間および関係機関との一層の連携

- 幼保小連携・小中一貫教育の視点を踏まえ、卒業（園）時等における的確な情報伝達を行うとともに、適切な時期に異校種間でいじめに関わる情報連携を行う。
- いじめの要因は様々であることから、学校教育支援センターにおける教育相談室や適応指導教室、子ども家庭支援センター、学童クラブや児童館、児童相談所、福祉や医療機関および警察等との情報共有を継続的に行う。

（５）学校におけるいじめの防止等の取組の点検

① 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

- 設置した組織等は、学校の実情に即して、学校いじめ防止基本方針が機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

② 定期的ないじめに関する調査

- 定期的ないじめに関する調査結果から課題を洗い出し、組織的かつ計画的にいじめ問題に取り組むようにする。

③ 学校評価等を通じた教職員による評価および改善

- 教職員は、日頃から児童生徒の理解に努め、未然防止や早期発見など、いじめ問題を隠

さず、迅速かつ適切な対応、組織的な対応等の状況について、自己評価および学校関係者評価を実施し、その結果を基に改善する。

④ 児童生徒および保護者等の評価・参画

○児童生徒および保護者等が、アンケート調査等において、学校いじめ防止基本方針や設置した組織に対して定期的に評価する。